

一般社団法人 GOLD 日本委員会 出張および旅費規定

2012年10月9日制定

2012年11月27日 2012年度 第1回通常理事会（設立時理事会）にて承認

第1条 出張の認定は次の通りとする。

- (1) 会長が会務執行上、必要と認めた場合。
- (2) 会務担当者の出張許可願いを会長が承認した場合。

第2条 前条により出張する場合は、次の費用を支給する。

- (1) 旅費 実費
- (2) 宿泊費 実費

2 出張にあたって、当法人以外より旅費等の支給を受ける場合には、当法人より旅費等を支給しないものとする。

第3条 本会の理事会等に出席するための交通費は本会が負担する。

2 理事会等への出席にあたって、当法人以外より交通費の支給を受ける場合には、当法人より交通費を支給しないものとする。

第4条 理事会等への出席にあたって、会長が必要と判断した場合には、5,000円を限度として食卓料を支給することができる。

第5条 会長は時宣により旅費の一部、もしくは全部を支給しないことがある。

第6条 特別な理由によりこの規定によることができないものについては理事会で処理する。

【附 則】

1. この規定は、理事会の決議を経なければ変更することができない。
2. この規定は、当法人の設立登記日（平成24年10月9日）から施行する。